

後期高齢者支援金分のことです！

平成20年度 国民健康保険税 課税明細書

内 訳		医療分	支援金分	介護分
所得割	所得割率	%	%	%
	所得割基準額			
	所得割額			
納付額				

A 「支援金分」とは「後期高齢者支援金分」のことで、これまで国民健康保険税は医療分と介護分（40歳から64歳までの方）とを合算した額となっていました。平成20年4月から75歳以上の方が全員加入する「長寿医療（後期高齢者医療）制度」が創設されたことに伴い、国民健康保険の算定方法が変わり、新たに「後期高齢者支援金分」が加わりました。

これは、後期高齢者医療にかかる費用の一部を国民健康保険の加入者から支援金として、新たに国民健康保険税で負担することになったものです。なお、健康保険組合などほかの社会保険加入者も、後期高齢者支援金分の保険料を同様に負担します。

保険税の緩和措置

Q 長寿医療（後期高齢者医療）制度の創設に伴う国民健康保険税の緩和措置があると聞いたのですが？

A 長寿医療制度の創設に伴い、同じ世帯のなかに国保から長寿医療制度に移行した方がいる場合、国民健康保険の被保険者の保険料が従前と同程度になるような措置が設けられています。

① 平等割額の軽減

国保の世帯で、75歳以上の方が長寿医療制度へ移行することにより、国保被保険者が一人となる世帯（特定世帯）といえます。について、最長で5年間、医療分と支援金分の世帯別平等割額が半額になります。

※この適用を受けるための、申請などの手続きは不要です。

※国保の資格異動があった場合や世帯主変更により保険料の軽減などの対象となつた場合、この措置は適用されません。

② 被用者保険の被扶養者であつた方に対する保険税の減免

被用者保険（社会保険、共済組合など）に加入していた方が長寿医療制度に移行した結果、その被扶養者だった方で65歳以上の方が国民健康保険に加入した場合（「旧被扶養者」といいます）、最長で2年間、所得割額と資産税割額が免除され、均等割額が半額になります。さらに、旧被扶養者だけの世帯である場合には、平等割額も半額になります。

届け出をお忘れなく

被用者保険に加入していた方が75歳になり長寿医療制度に移行することに伴い、その被扶養者であつた方は、引き続きほかの被用者保険に加入されない限り、国民健康保険に加入することになり届け出が必要です。被扶養者でなくなつた証明書と印かんをお持ちのうえ、役場住民課国保の窓口まで国保の加入手続きにお越しください。

問い合わせ先

役場 住民課 国保係
☎内線 1144-1146

追納する場合の金額

保険料の免除若しくは納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。将来受け取られる年金額を増額するためにも、保険料を追納することをお勧めします。

なお、平成20年度中に追納する場合の加算額を含めた具体的な追納額は、下表のとおりとなります。

追納の手続きは

保険料を追納していただくためには納付書が必要です。

納付書の発行にはお申込みが必要となりますので、現在の住所地を管轄する社会保険事務所まで、お問い合わせください。



【平成20年度中に追納する場合の金額（加算額を含む）】

	全額免除	半額免除		全額免除	半額免除
平成10年度の月分	16,590円	—	平成15年度の月分	13,970円	6,980円
平成11年度の月分	15,950円	—	平成16年度の月分	13,770円	6,880円
平成12年度の月分	15,320円	—	平成17年度の月分	13,810円	6,910円
平成13年度の月分	14,740円	—	平成18年度の月分	13,860円	6,930円
平成14年度の月分	14,180円	7,090円	平成19年度の月分	14,100円	7,050円

加算額は
ありません

問い合わせ先

○役場住民課 年金係

☎内線 1141-1147

○大和高田社会保険事務所

国民年金課

☎(22) 3531